

財団法人神奈川芸術文化財団設立趣意書

今日、わたしたちの社会は、生産中心から生活中心へ、また、物の豊かさよりは、心の豊かさが生活の質の向上を支える時代へと移行しつつあり、県民の文化活動に対するニーズについては、多様な中でも、その充実及び質の高い芸術文化の創造に期待が寄せられている。

こうした時代の要請を受け、21世紀に向けて、現在の文化活動面、とりわけ芸術文化活動における事業展開の拡大と高度化を図り、より多くの県民が身近な所で芸術文化活動に出会え、ふれあえるように、文化の世紀と呼ぶに相応しい文化的環境を創造していく必要があると考える。

幸い神奈川県は、全国的に見ても公的施設を中心とした文化施設の整備が進んでいるが、ハードの充実には比べ良質の芸術ソフトの供給については、更なる取り組みが求められる現状にある。

こうしたことを背景にして、音楽、演劇、舞踊などの舞台芸術を中心とした芸術文化について、その普及・文化活動の充実及び波及効果のある文化を創造することができる新たな組織づくりが急務であるとする指摘が高まってきている。

しかしながら、この組織づくりについては、種々検討した結果、事業展開の特殊性等に鑑み、県の行政組織とするよりはむしろ財団法人による運営が望ましいとの結論に達した。

そこで、このたび、芸術文化の創造と普及を県立文化施設の運営と一体的に行うことにより、より多くの県民に身近で質の高い芸術鑑賞の機会を提供するとともに、神奈川から新たな文化的資産の創造と発信を図り、もって文化県・かながわの推進に寄与することを目的として、財団法人神奈川芸術文化財団を設立するものである。

平成5年8月

財団法人神奈川芸術文化財団

設立者

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 長 洲 一 二